資料５

自転車安全安心
利用教育マニュアル

草津市

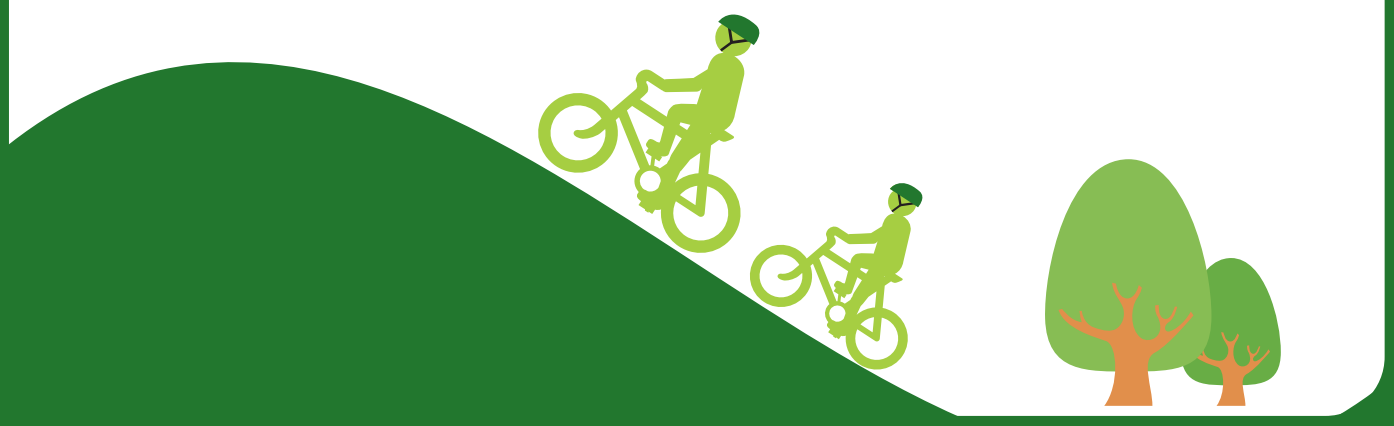

～ はじめに ～

平成〇年〇月　草津市

■ 目 次 ■

Ⅰ. 準備編

「準備編」では、自転車のこと、自転車利用に際しての基本的なルールを紹介しています。

1. マニュアルの使い方 1
2. 自転車事故の現状 2
3. 自転車に関わる基本的なルールと道路交通法改正 2
4. 自転車に関わる基本的なルールと道路交通法改正 3

Ⅱ. 実践編

「実践編」では、体験して身に付け、繰り返し指導する指導事例」を紹介しています。

1. 生徒への声かけ 7
2.「ひやり・はっと体験」の発表【ワークシート】 8
3. 危険予測学習【ワークシート】 12
4. 交通法規指導【学習シート・ワークシート】 16
5. 自転車運転者の義務と責任【学習シート】 29
6. 高齢者・障害のある人の立場に立って体験【ワークシート】 34

Ⅲ. 参考資料編

「参考資料編」では、平成 27 年 7 月 1 日に施行された、草津市の自転車に関する条例を紹介しています。

1. 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例　条文 38
2. 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例　体系図 41
3. 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例　リーフレット 42

Ⅰ準備編

1．マニュアルの使い方

本マニュアルの狙いは、学校教育や小学生・中学正・高校生の保護者による教育、地域の方々への教育等の指導教材として、みんなで考え、みんなで学びながら、繰り返し指導できる指導事例を紹介しています。指導に必要な時間として、５０分程度の展開が中心となっていますが、それぞれの指導項目では短時間で指導することもできます。

○毎日の指導

日常生活において、繰り返し指導を行うことで交通安全意識の高揚を図ります。

○まとまった時間の指導

学級活動や地域での活動において、交通安全教育を実施することで、危険を予測して、的確な判断の下に、安全に行動できる資質や能力を育成します。

これらを有効的に組み合わせ効果的かつ効率的に指導が行えるよう「Ⅱ．実践編」に指導例を紹介しています。「自ら危険を予測し、回避する能力」と「安全に行動する態度」が備わるように進めることが重要です。各指導例において、「指導のねらい」「対象」「指導時間」を整理していますので、指導時の参考としてください。

指導	タイトル	指導のねらい	対　象	指導時間の時間
1	生徒への声かけ	生徒への声かけを繰り返し、交通安全意識を高める。	小学生・中学生 高校生	5～10分
2	「ひやり・はっと体験」の発表	交通場面に潜む様々な危険と原因を知り、その原因の排除により事故が避けられることを理解させる。 ワークシート	小学生・中学生 高校生・一般	50分
3	危険予測学習	交通場面における様々な危険を予測できる力とそれを回避する力を身に付けさせる。 ワークシート	小学生・中学生 高校生・一般	50分
4	交通法規指導	自転車に関する交通法規を正しく身に付けさせる。 学習シート　ワークシート	小学生・中学生 高校生・一般	5～10分 ×7回
5	自転車運転者の義務と責任	自転車に乗る際に必要となる運転者の義務と責任を理解させる。 学習シート	中学生・高校生 一般	50分
6	高齢者・障害のある人立場に立って体験	交通弱者に対してどのように配慮していくべきかを考え、行動を身に付けさせる。 ワークシート	小学生・中学生 高校生・一般	50分

2．自転車事故の現状

自転車は、私達にとって大変身近な乗り物です。健康の増進や地球温暖化への寄与、そして自動車に比べて経済性の高い乗り物であり、かつ自動車のように運転免許証を必要としないことから、いつでもどこでも気軽に利用でき、小さなお子様から高齢者まで様々な年齢の方が日々利用しています。

草津市は、平坦な土地が多く企業や大学があることから、通勤、通学、買い物などの手段として、自転車の利用割合が高い地域でありますが、一方で、自転車が関係する交通事故が多く発生している地域でもあります。下のグラフは、滋賀県と草津市の自転車による交通事故の発生件数を示したものです。

滋賀県全体では、自転車による事故の発生件数は減少傾向にありますが、草津市では横ばいとなっています。また、交通事故発生件数に占める自転車の構成率は高くなっています。このことから、自転車が危険な乗り物であることを十分に理解した上で、交通ルールやマナーを身につける必要があります。

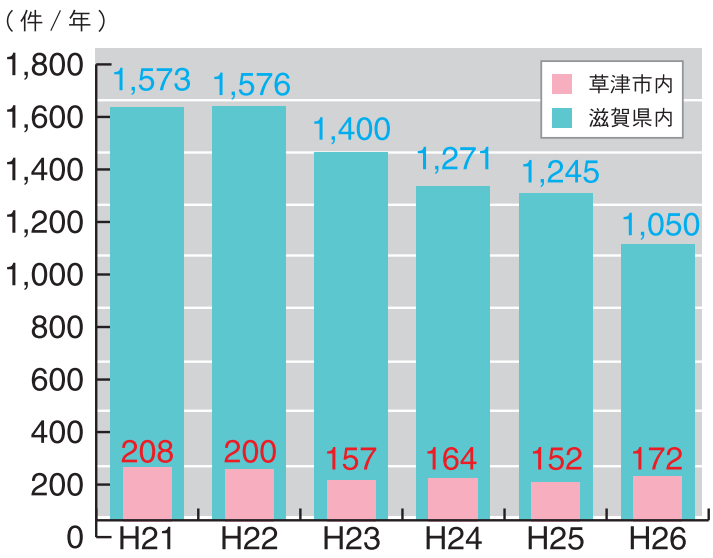

自転車事故の発生件数

出典：滋賀県警察本部統計データより

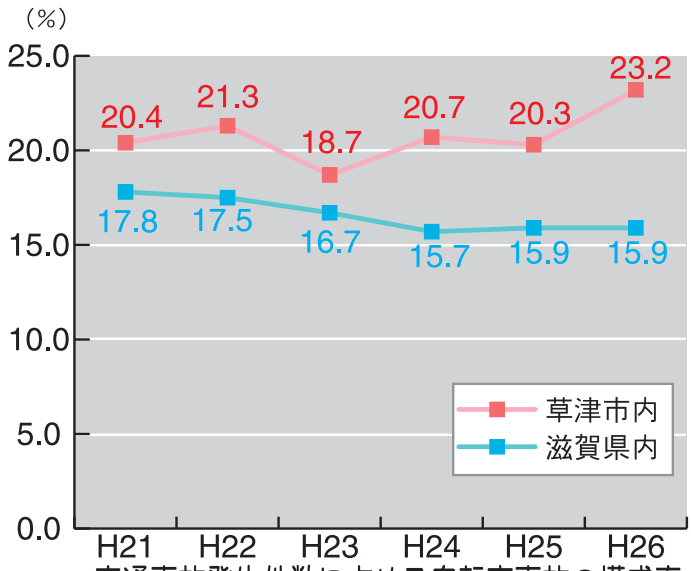

交通事故発生件数に占める自転車事故の構成率

出典：滋賀県警察本部統計データより

3．自転車に関わる基本的なルールと道路交通法改正

自転車を利用する時に守るべき基本的なルールとして「自転車利用安全五則」があります。また、平成２７年６月１日の道路交通法改正により、自転車の通行ルールは大きく変わり、悪質な自転車利用者に対する対策が強化されました。

自転車が関係する事故は、利用者が被害者になるだけではなく、加害者になることもあります。自転車の利用者が交通事故を起こさない安全な行動がとれるよう、しっかりと交通ルールやマナーを身につける必要があります。

自転車利用安全五則について

（平成 19 年 7 月 10 日交通対策本部決定）

1．自転車は、車道が原則、歩道は例外

2．車道は左側を通行

3．歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4．安全ルールを守る

〇飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

〇夜間はライトを点灯

〇交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5．子どもはヘルメットを着用

平成 27 年 6 月 1 日の改正道路交通法では、主に自転車のルール違反や悪質な運転者への対策強化が盛り込まれており、自転車の運転者（適用されるのは 14 歳以上）に対して 14 項目の違反対象を設けました。

また、自転車運転者講習制度が設けられ、3 年以内に 2 回以上の危険行為を繰り返すと、自転車運転者講習（講習時間 3 時間、講習手数料 5,700 円）を受講する必要があります。受講命令に従わなかった場合は、5 万円以下の罰金が課せられます。

＜危険行為（14 項目）＞

1. **信号無視**（信号の指示を無視すること）
2. **通行禁止違反**（道路標識などで通行禁止されている場所を通ること）
3. **歩行者専用道での徐行違反等**（歩道を徐行せずに通ること）
4. **通行区分違反**（自転車専用レーンの枠外を通ること）
5. **路側帯通行時の歩行者妨害**（歩道がない道で歩行者の通行を妨げること）
6. **遮断踏切立ち入り**（閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り）
7. **交差点での安全進行業務違反等**（交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど）
8. **交差点での優先者妨害等**（交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど）
9. **環状交差点での安全進行義務違反等**（右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど）
10. **指定場所一時停止違反**（一時停止の指定がある場所で止まらないことなど）
11. **歩道通行時の通行方法違反**（歩道で歩行者の通行を妨げること）
12. **制動装置（ブレーキ）不良自転車運転**（ブレーキ装置がなかったり、ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転）
13. **酒酔い運転**（お酒を飲んでの自転車運転）
14. **安全運転義務違反**（ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為。傘差し運転・スマホ等の操作による片手運転）

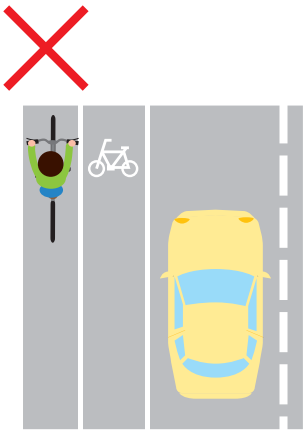

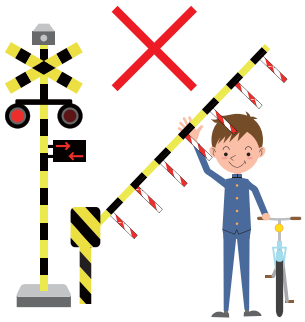

悪質な自転車利用者への対策が年々厳しいものとなっています！中学生以上が対象とされています！

「市内における自転車を取り巻く環境を知ろう！」

自転車は、私達にとって大変便利で身近な乗り物です。健康の増進や地球温暖化への寄与、そして、自動車に比べて安価な乗り物であり、かつ、運転免許証を必要としないことから、いつでもどこでも気軽に利用でき、小さなお子様から高齢者まで様々な年齢の方が日々利用しています。しかし、気軽に利用できる乗り物であるだけに、他人に迷惑をかけたり、危険な目に遭ったりする可能性が非常に高い乗り物であることを忘れがちです。

草津市は、平坦な土地が多く企業や大学があることから、通勤、通学、買い物などの手段として、自転車の利用割合が高い地域でありますが、一方で、自転車が関係する交通事故が多く発生している地域でもあります。草津市内で発生した自転車が関係する事故の現状を下のグラフから見てみましょう。そして、自転車を乗る際にどんなことに気を付けたらよいのかを考えてみましょう。

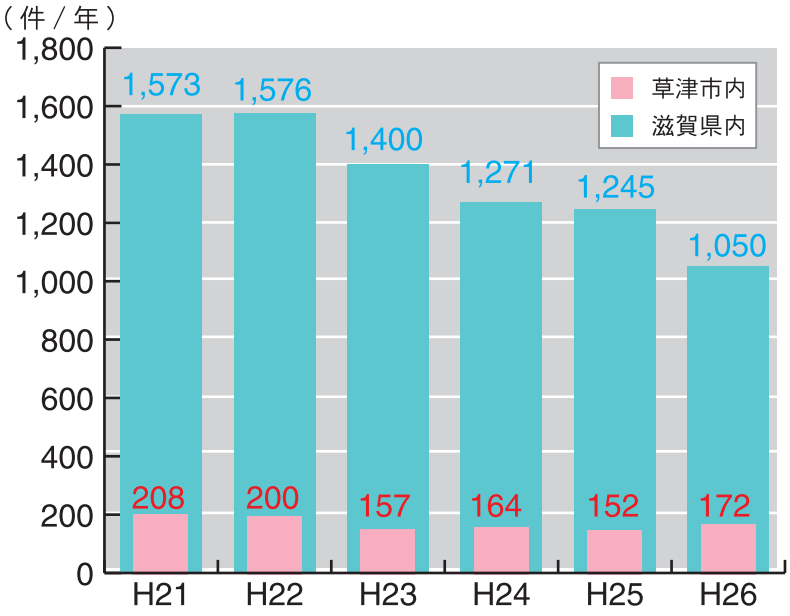

自転車事故の発生件数
出典：滋賀県警察本部統計データより

滋賀県と草津市の自転車による交通事故の発生件数を示しています。滋賀県全体では、自転車による事故の発生件数は減少傾向にありますが、草津市では横ばいとなっています。

右のグラフからも、交通事故発生件数に占める自転車の構成率は高くなっていることが分かります。自転車が危険な乗り物であることを十分に理解した上で、交通ルールやマナーを身につける必要があります。

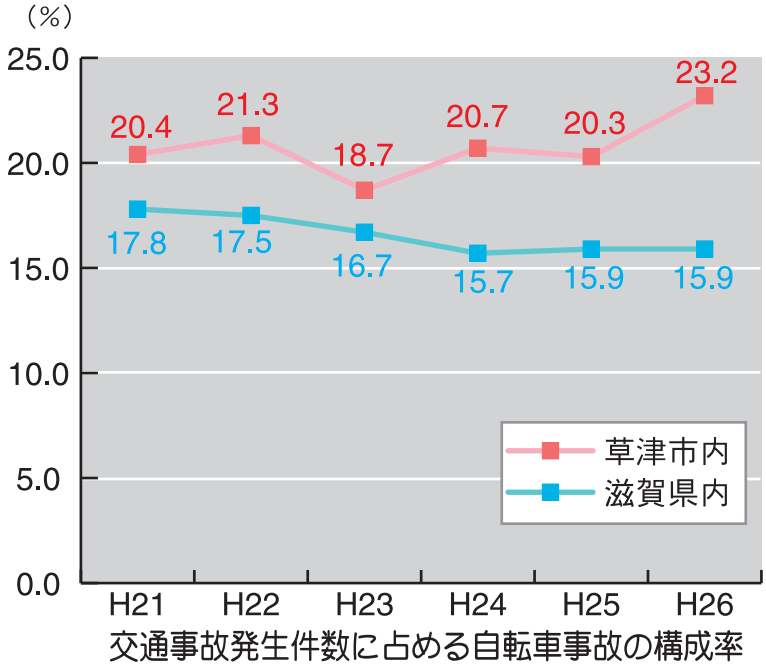

交通事故発生件数に占める自転車事故の構成率
出典：滋賀県警察本部統計データより

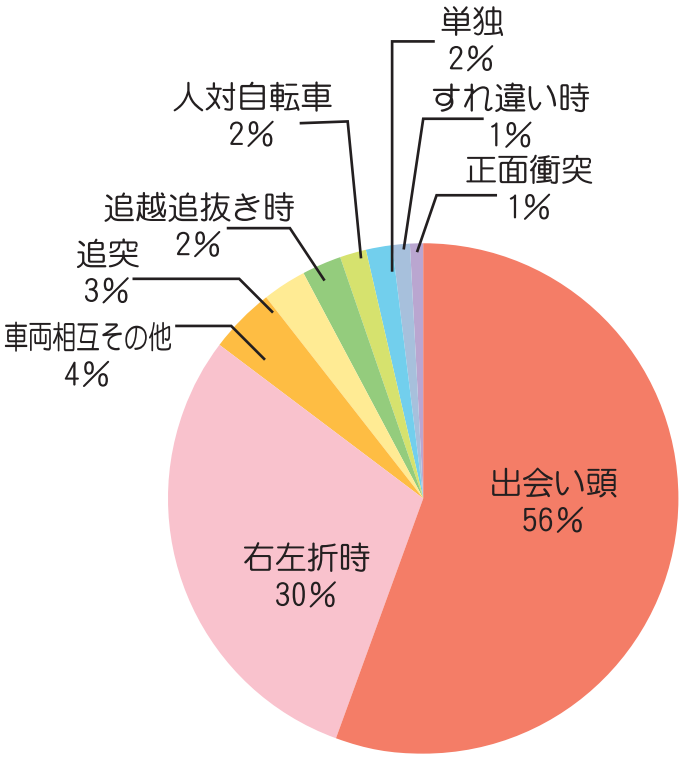

草津市内の事故発生状況別件数（平成 26 年）

出典：滋賀県警察本部統計データより

ワースト3

1. 出会い頭
2. 右左折時
3. 車両相互その他

交差点に出てくる自転車は、右折や左折をする車から見えにくいので注意しましょう。車にぶつかったり、巻き込まれたりすることがあります。

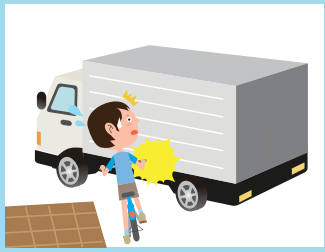

交差点や、見通しの悪い道路へ出る時は、一旦停止するなど安全を確認したうえで通行しましょう。

時間帯別事故発生件数は、朝 8 時～ 10 時と夕方 4 時～ 8 時が多くなっています。通勤・通学時の自転車利用は交通量が多いことから時に注意が必要です。

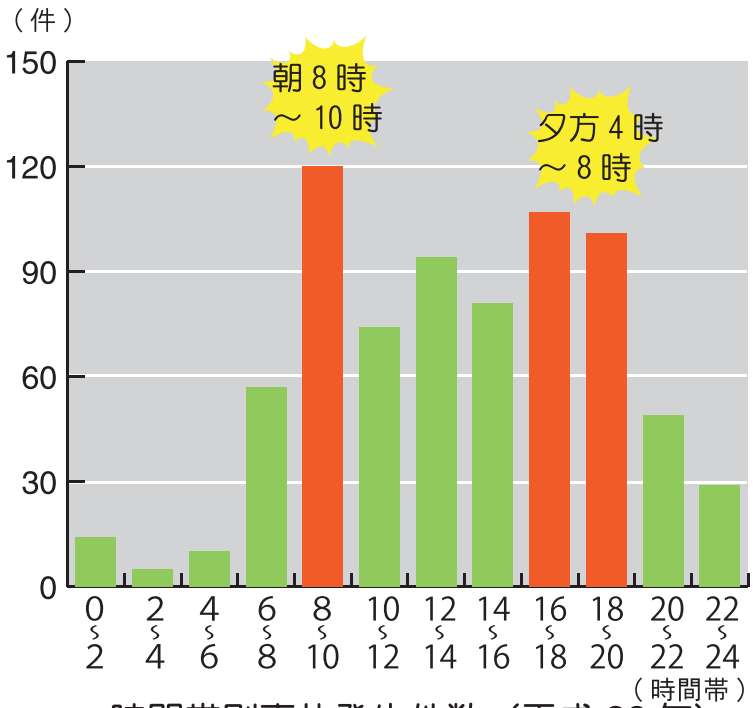

時間帯別事故発生件数（平成 26 年）

出典：滋賀県警察本部統計データより

年齢別自転車事故発生件数における傾向・特徴としては、若年層においての交通ルール違反と良くないマナーに起因した事故が多発していることがわかります。

１０代・２０代の若年層での安全教育の必要性大

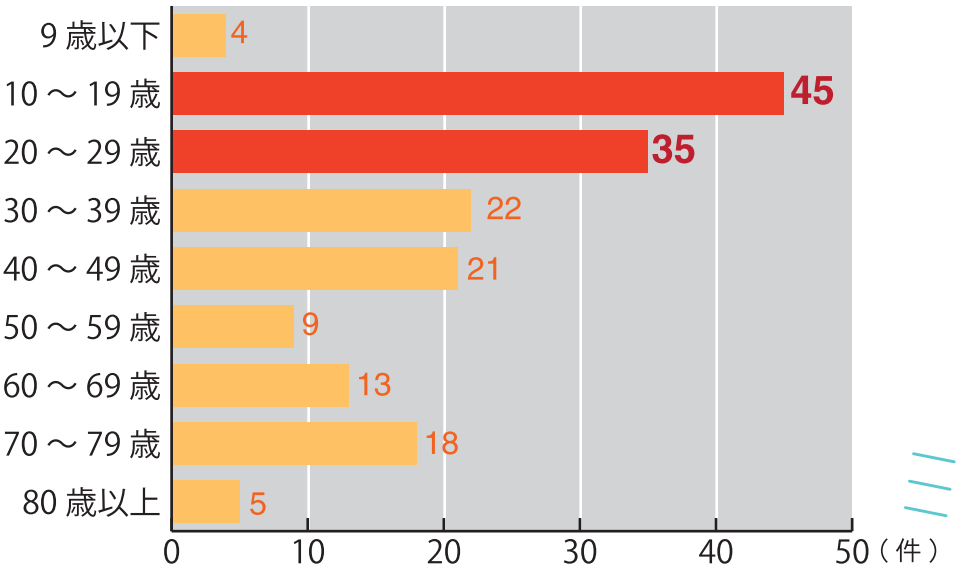

年齢別自転車事故発生件数（平成 26 年）

出典：滋賀県警察本部統計データより

小学校区別事故発生件数は老上校区が一番多く、24 件となっています。続いて草津校区の 22 件、渋川校区の 13 件となっています。

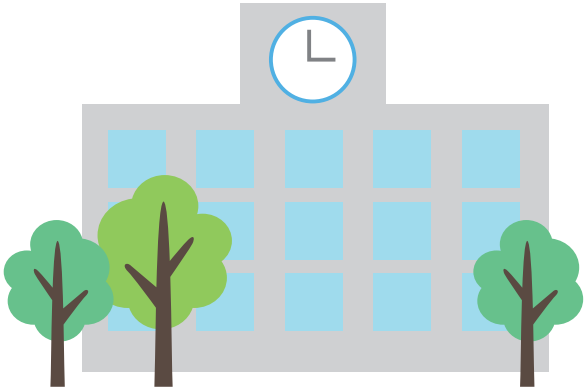

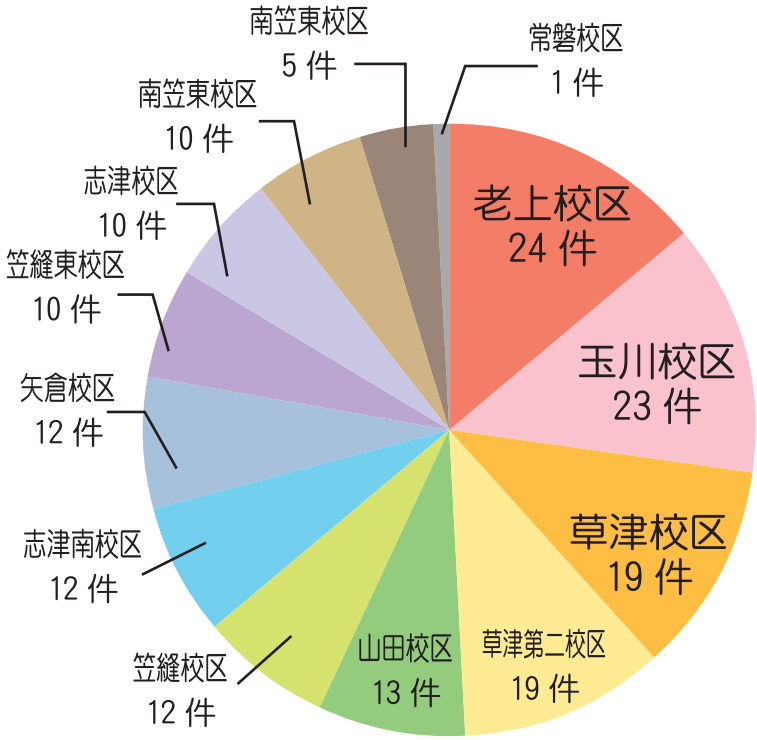

小学校区別事故発生件数（平成 26 年）

出典：滋賀県警察本部統計データより

小学生 中学生 高校生

指導時間 5~10分

指導事例 1

生徒への声かけ

指導のねらい

生徒への声かけを繰り返し、交通安全意識を高める。

学校生活の様々な場面で、生徒に自転車の交通事故原因・事故の起こりやすい場所や交通ルールなどに関する内容を声かけし、生徒の交通安全意識を高める。

●活　動　例　安全指導（教室・校門・自転車置き場など）

●指導の流れ

自転車の交通安全に関する声かけ（教師）

●指導計画のポイント

・下校時、休日の前など生徒が自転車に乗る状況を選んで繰り返し声がかけられるよう、指導時期・場所を選定する。

・生徒が行う朝のあいさつ運動などにあわせて行うことで、生徒の交通安全に対する意識をより高めることができる。

●事前準備

・自転車事故の実態を把握する。

・交通ルール、マナーを知っておく。

●連携関係機関

警察署、市役所から交通事故や交通安全に関する資料や情報の提供を受ける。

[声かけ内容の例]

・車道の左端を通る
・歩道は歩行者優先
・並走、二人乗り、競走はしない
・傘さし、携帯電話使用などで片手運転はしない
・子ども、お年寄り、体の不自由な人のそばを通るときは降りるか、徐行する
・止まれの標識では絶対に一時停止する
・暗くなったらライトをつける
・信号は必ず守る
・交差点や踏切では安全確認をする、
・乗ったまま電話やメールはしない
・後ろからの車などに注意して方向を変える
・道路でのななめ横断はしない
・〇〇町の交差点で事故があったから気をつける
・施錠（ツーロック）を徹底する

指導事例

2

小学生 中学生 高校生 一般

指導時間 50分

「ひやり・はっと体験」の発表

指導のねらい

交通場面に潜む様々な危険と原因を知り、その原因の排除により事故が避けられることを理解させる。

自転車運転中に、どんな場所で危険な目にあいそうになってひやりとしたり、はっとしたか。体験の交換、集約、発表により、それぞれの体験には原因があり、その原因を取り除くことにより事故は避けられることを理解させる。

●活　動　例　学級活動、地域での活動

●指導計画のポイント

実体験をまとめることにより、クラスや地域の実態もつかむ。

●事前準備

- 交通事故事例の収集
- 発表用模造紙（必要に応じて）
- ワークシートを事前に課題として配布しておくと、班での検討の時間が長くとれる

●連携関係機関

警察署、市役所から事故事例、その他資料や情報の提供を受ける。

●指導の流れ

［具体的指導内容］（学級活動での使用例）

指導の流れ	留意点／ ポイント
教師 ①学習の流れの説明 3分	・教師の体験や「ひやり・はっと体験」の事例を交えて説明する。
生徒 ②「ひやり・はっと体験」のまとめ 10分	・些細なことでも構わないので、自分が体験した「ひやり・はっと体験」を思い出させ、なるべく多くの意見が集まるようにする。
生徒 ③班分け 2分	・班ごとに班長（進行役）を決める。
生徒 ④ともだちの「ひやり・はっと体験」を知り、安全な行動をするための方策について話し合う。 30分	・ともだちの体験と自分の体験を対比し事故原因を考えさせる。 ・ともだちの体験を聞いて、どんな場所が危険で、どんなことに注意すればよいと思うか、感想を記入させる。 ・傾向の多い事例や、特出すべき重要な事項を抜き出す。
教師 ⑤まとめ 5分	・「ひやり・はっと体験」の多くは、自転車側にも原因がある。 ・その原因を取り除くことにより、事故が避けられる。 ・ルールを知らないことに起因する場合は、【指導事例4交通法規指導⇒p. 11】の学習シートを利用する。

小学生　中学生

ワークシート

「ひやり・はっと体験」をまとめてみよう

年　　組　名前

1 自転車を使用しているときに危険な目にあいそうになって、「ひやり・はっ」とした体験を思いつくだけ書き出してみましょう。

どこで「あぶない」と感じましたか。	何をしていたときですか（歩いていた・走っていた・自転車に乗っていたなど）	どのような状況で「あぶない」と感じましたか。	どうしたら防げたと思いますか。

2 ともだちの意見を聞いて、どんな場所が危険で、どんなことに注意すればよいと思いましたか。

……

……

……

3 特に多い体験や「あぶない」と感じた体験をひとつ選んで、どうしたらあぶない目にあわないか話し合いましょう。

……

……

……

ワークシート

「ひやり・はっと体験」をまとめてみよう

年　　組　名前

1 道路で危ない目にあいそうになった場所や、危ないと気付いたところに思いつくだけ印を付けてみましょう。

❶自転車に乗っていて危険だと思ったところ
❷歩いていて自転車を危険だと思ったところ
❸自動車に乗っていて自転車を危険だと思ったところ

番号	誰が体験したか	何が危なかったのか
①	私/僕	見通しの悪い交差点で歩行者とぶつかりそうになった
②	お父さん	傘をさした自転車が後ろから走ってきてぶつかりそうになった　など
③	お母さん	自動車の前を２列３列で自転車が並走していてぶつかりそうになった

番号	誰が体験したか	何が危なかったのか

ワークシート

2 ともだちの意見を聞いて、どんな場所が危険で、どんなことに注意すればよいと思いましたか。

3 特に多い体験や危ないと思う場所をひとつ選んで、どうしたら危ない目に合わないか、グループで解決策を話し合いましょう。

指導事例

3

小学生 中学生 高校生 一般

指導時間 50分

危険予測学習

指導のねらい

交通場面における様々な危険を予測できる力とそれを回避する力を身に付けさせる。

ワークシートを使用し、「場面を読み取る」→「考えられる危険を予測してみる」→「危険を回避するための方法を考える」→「安全行動の実践」の順で議論し、様々な交通場面で正しい判断ができるようにする。

●**活　動　例**　学級活動、地域での活動

●**指導計画のポイント**

班の中でワークシートの内容について発表・議論することで、意識の定着を図る。時間がとれないときは、シートの配付で一人ひとりに身に付けさせるよう配慮する。

●**事前準備**

ワークシートを事前に課題として配布しておくと、班での検討の時間が長くとれる。

●**指導の流れ**

［具体的指導内容］（学級活動での使用例）

指導の流れ	留意点／ ポイント
教師 ①学習の流れの説明・交通場面の設定　8分	・課題の写真をよく見て状況を判断し、どのような危険性が考えられるか、危険を回避するにはどうしたらよいか考えるように促す。
生徒 ②危険予測学習　15分	・ワークシートには、一問一答ではなく、思いついたことはすべて記入するようにさせる。
生徒 ③班分け　2分	・班ごとに班長（進行役）を決める。
生徒 ④「危険の予測と回避の方法」の意見の交換、集約　20分	・ワークシートを事前に配っていた場合は、班での検討の時間を延長する。 ・時間がとれれば、発表の時間を設け、他の班への質問や解決策の追加等の意見を出してもらい、活気ある意見交換による意識の定着を図る。
教師 ⑤まとめ　5分	・自分からは見えていない部分にある危険を予測し、安全な行動をとる。 ・危険に対応できるようスピードを出さない、安全確認をするなどルールを守る。ことが、事故防止に有効であることを理解させる。 ＜各写真の守るべき交通ルールのポイント＞ A　見通しの悪い交差点などの安全確認 B　歩行者や左折の車に気を付け、信号に従って定められたところを通行する C　他の車に気をつけながら車道の左側を通行する D　歩行者に気を付け、定められたところを通行する

ワークシート

危険予測をしよう

◆次のA～Dの写真をみて、潜んでいる危険や危険を回避する方法をⅠ～Ⅲの順に考えてみましょう。また、各々の写真で守るべき交通ルールは「自転車安全利用５則」（別紙参照）のどれに当てはまるか考え、該当番号をⅣに記入しましょう。

A あなたは今、自転車で見通しの悪い道路に差し掛かっています。

B あなたは今、自転車で交差点に差し掛かっています。

C あなたは今、自転車の前に止まっている車の横を通り過ぎようとしています

D あなたは今、自転車で歩道を走ろうとしています

危険予測をしよう

年　　組　名前

	A	B	C	D
Ⅰ 自転車に乗っているあなたから見えるものは何ですか？ また、見えない所には何があると思				
Ⅱ ⅠのA～Dについて、どんな事故が起こる可能性がありますか？ また、それはなぜですか？				
Ⅲ 事故を回避するためにはどんな方法の行動をとればいいですか？				
Ⅳ 守るべき交通ルール「自転車安全利用５則」の該当番号				

Ⅴ 班での検討結果